

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月1日 19時40分ごろ
発生場所	三重県桑名市揖斐川河口 揖斐川口灯台から真方位342° 2,000m付近 (概位 北緯35° 01.0′ 東経136° 42.8′)
事故の概要	プレジャーボートやすらぎⅡは、南進中、導流堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート やすらぎⅡ、5トン未満（長さ5.58m）
船舶番号、船舶所有者等	240-42987三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船首部外板に擦過傷、プロペラ翼及び船外機に欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約6m/s、視界 不良 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期、満潮時刻 18時 16分、潮高 約200cm（四日市）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、揖斐川河口付近で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、風が強くなってきたので、‘揖斐川西岸の河口付近から南南東方に延びる全長約2,840mの石堤の導流堤’（以下「本件導流堤」という。）北端から南方約900mのところの石堤の切り通し（以下「本件通航路」という。）を經由し、定係地に帰港しようと航行を開始した。</p> <p>本船は、船長が‘本件通航路付近にある本件導流堤上の緑灯’（以下「本件緑灯」という。）の灯光を船首目標として南進していたところ、右舷船首部が本件導流堤に乗り揚げた。</p> <p>本件通航路の可航幅は約40mであった。</p> <p>本件導流堤は、最低水面からの高さが約1.7mであり、本事故当時、大潮で水面下約20～30cmに没した状態であった。</p> <p>船長は、満潮時に本件導流堤が水面下に没することがあることを知っていた。</p>
分析	本船は、本件導流堤が水面下に没して本件通航路の可航域が視認できない状況下、船長が、本件通航路を通ろうとして本件緑灯を船首目標としたことから、本件導流堤に向けて航行し、本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本件導流堤が水面下に没して本件通航路の可航域

	<p>が視認できない状況下、船長が、本件通航路を通ろうとして本件緑灯を船首目標としたため、本件導流堤に向けて航行し、本船が本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・可航域が視認できない切り通し等の通航は避けること。